

日程第1 議案第1号

一般財団法人南部振興会奨学資金貸与規程の一部改正について

一般財団法人南部振興会奨学資金貸与規程(昭和60年4月制定)の一部改正を次のように定める。

原案可決

令和5年1月10日

一般財団法人 南部振興会
理事長 宮里 哲

一般財団法人南部振興会奨学資金貸与規程の一部を改正する規程

一般財団法人南部振興会奨学資金貸与規程の一部を次のように改正する。

第2条中「引きつづき1年以上南部に本籍と住所」を「引きつづき1年以上南部に住所」に改め、「学校教育法に定める大学及び高等専門学校並びに学校教育法第126条に定める専修学校の専門課程」を「学校教育法に定める大学及び高等専門学校」に改める。

第3条第1項第6号を削除し、第7号から第8号を1号ずつ繰り上げる。

第3条第1項の次に次の1項を加え、第2項から第3項を1項ずつ繰り下げる。

2 前項第4号の所得調書(様式第4号)は、市町村が発行する所得課税証明書の提出により省略することができる。

第10条第1項中「償還不可能」を「償還不可能等」に改める。

第10条第2項の次に次の1項を加える。

3 奨学生より前項の申請があった場合は、奨学金返還免除候補者等選考委員会により償還免除候補者を選考し、理事会において決定する。

第12条第2項中「南部に本籍と3年以上住所を有する」を「1名は保護者、1名は本人及び保護者と別生計の者で沖縄県に住所を有する」に改める。

附 則

この規程は、令和5年1月10日から施行する。

日程第2 議案第2号

令和5年度一般財団法人南部振興会予算編成方針について

令和5年度一般財団法人南部振興会予算編成方針について、次のとおり提案する。

原案可決

令和5年1月10日

一般財団法人 南部振興会
理事長 宮 里 哲

令和5年度一般財団法人南部振興会予算編成方針（案）

概況

一般財団法人南部振興会は、昭和15年南部振興会の前身である島尻会館建設期成会を設立し、昭和40年財団法人南部振興会を設立以来、県立豊見城高校、県立南部工業高校、県立南部商業高校を誘致、南部家畜セリ市場の建設、南部総合福祉センターの建設、なんぶまつりやなんぶトリムマラソン大会開催などに取り組んできた。また、南部の人材育成のため、主たる事業である奨学金事業を充実し、昭和39年度から昭和58年度迄の間（給付制度）493名の奨学生を認定、昭和60年度から令和4年度迄の間（貸与制度）231名の奨学生の認定を行うとともに、構成市町村の地方自治、産業経済、教育文化、社会福祉等の振興発展、地域振興団体の補助育成を行うことにより南部一帯の振興を図り、延いては沖縄県全体の発展に寄与する事務事業等に取り組んできたところである。

平成16年4月の南部広域市町村圏事務組合・南部市町村会・財団法人南部振興会（現在の一般財団法人南部振興会）の事務局統合以降、構成市町村負担金の大幅削減を図るなど、財政効果も大きく示すことができたところである。

予算編成方針

令和5年度の予算編成は、構成市町村の厳しい財政状況を念頭に「入りを量りて出づるを制す」の基本姿勢のもと、引き続き、広域3団体の事務局統合の財政効果が発揮できるよう取り組むものとする。

また、当該事業の円滑な推進及び圏域全体の振興発展に資する事務事業の執行を目指すとともに、当会所有の資産運用にあっても調査研究にあたるなど限られた財源の有効活用を念頭に作業する必要がある。

それらを踏まえ、以下の予算編成の方針を定める。

I 原則

- (1) 運用財産は、基本財産から生ずる果実及び関係市町村の負担金、補助金、寄付金、特定資産等とする。
会計予算に係る関係市町村の一般財団法人南部振興会、南部総合福祉センター負担金は、令和4年10月18日の理事会で承認された別表の負担割合によるものとする。
- (2) 会計予算において、財源が著しく不足する場合には、関係市町村負担金の増額は行わず、財政調整基金からの繰入れにより財源を確保するものとする。
- (3) 経費の節減と計画的かつ適正な事務事業の執行に努めるものとする。
- (4) 南部広域市町村圏事務組合・南部市町村会・一般財団法人南部振興会が相互に負担する消耗品費や役員費等の経費については、これまでの運用状況等を踏まえ、相互に無駄のないよう見直し改善を図るものとする。
- (5) 南部総合福祉センターの管理運営については、当該施設は、老朽化が激しく外部団体等への大ホー

ル・会議室の貸出し業務を廃止とし担当職員を、シルバー人材センターへの委託での対応とする。

II 歳入予算について

- (1) 一般財団法人南部振興会の歳入の柱である基本財産から生ずる果実及び関係市町村の負担金及び育英資金貸付償還金とする。
- (2) 構成市町村負担金については、市町村財政を考慮し、南部市町村会・南部振興会では平成13年度以降削減に取り組み、平成13年度から16年度の4年間で対平成12年度比23.5%の削減、平成17年度から南部振興会単独予算編成を行い、平成17年度から平成23年度までの7年間で対前年度比約38.7%の削減に取り組んできたところである。
令和5年度は、負担金の増額を抑えるよう歳出経費の抑制に努め、前年度同額とする。
- (3) 南部総合福祉センターの負担金については、平成17年度以降削減に取り組んできたところであるが、平成19年度の離島町村の全額削減を含め、対前年度比約40%削減するなど、これまで大幅な削減を行ったところであり、管理経費の抑制に努め、令和5年度においては、現行の額とする。
- (4) 沖縄県農業協同組合との南部家畜市場の土地の賃貸については、土地賃貸借契約書（平成24年7月10日締結）を、平成29年度に見直しを行った月額53万円（消費税込）とする。
- (5) 南部会館跡地の賃貸については、現行の土地賃貸借（仮契約月額20万円（消費税込）令和4年5月2日締結）を、施設完成前（令和5年8月）に、土地賃貸借（本契約月額50万円（消費税込））を、I&H株式会社（阪神調剤グループ）、株式会社システム環境研究所の3者契約にて、結ぶ事とする。

III 歳出予算について

- (1) 事務局全体としては引き続き、事務経費の節減を図り、可能な限り歳出削減に努める。
- (2) 各種会議の開催にあたっては、関係団体との調整の上、同日開催や必要に応じてWeb開催等、開催数の減及び計画的開催に努め、可能な限り経費の節減と効率化に努め、Web会議にかかる利用料は、南部広域市町村圏事務組合40%、南部市町村会40%、一般財団法人南部振興会20%とする。
- (3) 令和5年度の南部広域市町村圏事務組合一般会計（総務費）の一般職員の人件費の負担については、南部広域市町村圏事務組合40.7%、南部市町村会39.1%、一般財団法人南部振興会20.3%の負担割合とする。
- (4) 事務室賃借料の負担については、令和5年度においても、南部広域市町村圏事務組合40%、南部市町村会40%、一般財団法人南部振興会20%とする。
- (5) 南部総合福祉センターの維持管理については、供用開始以来、広域的団体の活動拠点施設として活用され建物の維持管理に努めてきたが、今年で築47年目を迎え施設の老朽化が激しく、平成30年8月の理事会、令和元年5月の評議員会において承認を得た「3年ないし5年以内に取り壊し」事を取り壊し

に向けた諸準備と、引き続き南部総合福祉センター跡地利用(立て替え)等に関する調査検討等を行う。

- (6) 地域振興団体育成事業の助成団体である南部地区女性連合会、南部地区青年団連絡協議会の運営費の一部を助成する。
- (7) 貧困問題など、県内の厳しい教育環境を踏まえ、平成 25 年度より県外大学の奨学金貸与額を、月額 5 万円に改正を行い平成 30 年度には県内大学の奨学金貸与額を、月額 4 万円に改正した額とする。
- (8) ICT の有効活用のための施設間のネットワーク、共有サーバー及びホームページにかかる費用は、南部広域市町村圏事務組合 40%、南部市町村会 40%、一般財団法人南部振興会 20%とする。

令和5年度一般財団法人南部振興会負担金割当表(案)

(単位:円)

	国調人口	人口割 (60%)	均等割 (40%)	合計	令和5年度 負担金額	令和4年度 負担金額	差額
那覇市	317,625	2,244,651	198,571	2,443,222	2,443,000	2,443,000	0
糸満市	61,007	431,136	198,571	629,707	630,000	630,000	0
豊見城市	64,612	456,612	198,571	655,183	655,000	655,000	0
南城市	44,043	311,251	198,571	509,822	510,000	510,000	0
与那原町	19,695	139,184	198,571	337,755	338,000	338,000	0
南風原町	40,440	285,789	198,571	484,360	484,000	484,000	0
八重瀬町	30,941	218,660	198,571	417,231	417,000	417,000	0
久米島町	7,192	50,826	198,571	249,397	249,000	249,000	0
渡嘉敷村	718	5,074	198,571	203,645	204,000	204,000	0
座間味村	892	6,304	198,571	204,875	205,000	205,000	0
粟国村	683	4,827	198,571	203,398	203,000	203,000	0
渡名喜村	346	2,445	198,571	201,016	201,000	201,000	0
南大東村	1,285	9,081	198,571	207,652	208,000	208,000	0
北大東村	590	4,170	198,571	202,741	203,000	203,000	0
合計	590,069	4,170,010	2,779,994	6,950,004	6,950,000	6,950,000	0

※算出方法

1、人口割 (60%) 4,170,010 円 1 人当たり 7.06699 円

2、均等割 (40%) 2,779,994 円 1 市町村当たり 198,571 円

3、人口は、令和2年度国勢調査人口による。

令和5年度南部総合福祉センター負担金割当表(案)

(単位:円)

市町村名	人 口	人口割 60%	均等割 40%	合 計	令和5年度 負担金額	令和4年度 負担金額	比較
糸満市	61,007	1,018,647	483,733	1,502,380	1,502,000	1,502,000	0
豊見城市	64,612	1,078,841	483,733	1,562,574	1,563,000	1,563,000	0
南城市	44,043	735,396	483,733	1,219,129	1,219,000	1,219,000	0
与那原町	19,695	328,852	483,733	812,585	813,000	813,000	0
南風原町	40,440	675,236	483,733	1,158,969	1,159,000	1,159,000	0
八重瀬町	30,941	516,629	483,733	1,000,362	1,000,000	1,000,000	0
渡嘉敷村				0	0	0	0
座間味村				0	0	0	0
粟国村				0	0	0	0
渡名喜村				0	0	0	0
久米島町				0	0	0	0
南大東村				0	0	0	0
北大東村				0	0	0	0
合 計	260,738	4,353,601	2,902,398	7,255,999	7,256,000	7,256,000	0

※算出方法

1、人口割 (60%) 4,353,601 円 1 人当り 16.69722 円

2、均等割 (40%) 2,902,398 円 1 市町村当り 483,733 円

3、人口は、令和2年国勢調査人口による。

日程第3 議案第3号

令和5年度一般財団法人南部振興会事業計画について

令和5年度一般財団法人南部振興会事業計画を、別添のとおり提案する。

[令和5年度一般財団法人南部振興会事業計画書：別添のとおり]

原案可決

令和5年1月10日

一般財団法人 南部振興会
理事長 宮 里 哲

令和5年度 事業計画 (案)

基本方針

沖縄県南部地区における人材育成を始め、地域振興団体等の育成に関する諸事業を行い、もって南部一帯の振興を図り、延いては沖縄県全体の発展に寄与する事を目的に次の事業を実施する。

1 育英資金貸付事業【予算額 4,405千円】

構成市町村の優秀な学生に対し奨学資金の貸与を行う。

- ア 応募資格 南部振興会構成市町村内に引き続き1年以上本籍と住所（学業の為住所変更は問わない。）を有し学校教育法に定める大学に在学する者の内、学業、人物ともに優秀であり、かつ健康であって経済上の理由で学業を続けることが困難と認められる者。
- イ 応募方法 年度開始前に県内大学を始め構成市町村に対し、募集要項と推薦依頼（市町村長）を送付し、それを受けて学生自身が市町村へ願書を提出し、市町村では、それぞれ応募者の中から選考し本会へ推薦される。
- ウ 選考方法 奨学生選考委員会の議を経て、理事会で決定する。
- エ 貸与額 県内大学 月額40,000円 県外大学 月額50,000円 令和5年度の貸与予定枠は、継続10名、新規採用（県内2名、県外3名）5名以内とする。

【育英資金貸付金】 (単位：円)

奨学生	予算額
既認定（県外） 7名(5万×12月)	4,200,000
既認定（県内） 3名(4万×12月)	1,440,000
新規（県内） 2名(4万×12月)	960,000
新規（県外） 3名(5万×12月)	1,800,000
計	8,400,000

- オ 貸与期間 奨学生に採用された時から大学の最終修業年限の終期まで。
- カ 償還期間 貸与が終了した月の翌月から起算して6ヶ月を経過した後、10年を超えない期間。

【育英資金償還金】 (単位：円)

奨学生	予算額
360,000× 2名	720,000
240,000× 11名	2,640,000
192,000× 6名	1,152,000
144,000× 19名	2,736,000
120,000× 5名	600,000
その他× 12名	1,399,000
計	9,247,000

キ 財源等 構成団体負担金、育英事業管理資産を財源とする。

2 広域的団体等支援事業【予算額 15,402千円】

南部総合福祉センター施設を、広域的団体の活動拠点施設としての管理育成事業を行い、施設取り壊し後の跡地利用に関して、調査検討を行う。

(1) 南部総合福祉センター施設管理事業

ア 土地 南部総合福祉センター敷地 (6,129.78㎡) 、

イ 建物 南部総合福祉センター (1,220.5㎡)

ウ 事務所設置団体 南部地区老人クラブ連合会、南部地区女性連合会、島尻地区PTA連合会、南部保護区保護司会、島尻郡体育協会、南部広域行政組合

エ 会議室の提供 外部団体等への大ホール・会議室の貸出しは行わず、館内入居団体のみ行う。

カ 財源等 構成団体負担金、施設運用収入その他収入を財源とする。

(2) 地域振興団体育成事業

ア 助成団体 南部地区女性連合会、南部地区青年団連絡協議会に運営費の一部を助成する。

イ 財源等 構成団体負担金、施設運用収入その他収入を財源とする。

3 南部地域振興対策事業【予算額 2,111千円】

(1) 南部振興会功労者表彰事業

地域社会の健全な発展を目的として、南部広域若しくは地域の地方自治、教育、文化、体育、社会福祉、産業経済等に貢献し、地域の振興発展に功績のあった者を表彰する。

ア 表彰の分野 地方自治部門、教育部門、文化部門、体育部門、社会福祉部門、産業経済部門、特別功労部門、その他。

イ 表彰の範囲 表彰規程

ウ 推薦団体 南部市町村会、南部地区市町村議会議長会他、26団体からの推薦。

エ 選考方法 表彰選考審査委員会の議を経て、理事会において決定する。

オ 財源等 構成団体負担金、特定資産運用益、参加費、その他収入を財源とする。

(2) 陳情要請活動事業

南部市町村や南部広域全体における道路網整備や漁港、港湾、農地改良、河川整備、教育施設の整備等々、住民生活に欠かせない各種環境整備に向けて、市町村単独で対応できない広域的かつ共通的な課題の解決促進を図るべく、南部振興会を中心とした各種団体を網羅した陳情要請活動を展開し、地域振興発展に寄与するため陳情要請活動事業を行う。

ア 要請方法 要請の内容、範囲等理事会の議を経て決定する。

イ 財源等 構成団体負担金、その他収入を財源とする。

(3) 主催事業

南部地区関係団体合同新年懇親会の開催

ア 財源等 参加費、負担金、その他収入を財源とする。

4 財産の管理運営事業【予算額 7,030千円】

基本財産の土地、建物、有価証券の管理運営を行う。

ア 土地 南部家畜市場敷地 (17,663㎡)、南部会館跡地 (881.09㎡)
(賃貸料：636万円) (賃貸料：240万円)

イ 建物 南部家畜市場 (3,112.15㎡)

ウ 有価証券 株式会社りゅうとう株券 (6万株)

エ 財源等 構成団体負担金、基本財産運用益を財源とする。

5 その他目的達成に必要な事業【予算額 6,917千円】

ア 本会の事務事業の管理運営

イ 財源等 構成団体負担金、その他収入を財源とする。

令和5年度 行事計画

年月日	予 定 行 事	関係団体等の予定行事
令和5年 4月	奨学金の貸与(前期分) 南部振興会理事会	南部市町村会理事会 南部地区議長会決算監査・役員会 南部離島協決算監査・役員会・定例会 沖縄振興拡大会議 南部地区畜産共進会協議会決算監査
5月	南部振興会決算監査 道南部地域の道路網に関する要請 南部振興会奨学生選考委員会 南部振興会理事会 南部振興会定時評議員会 南部振興会理事会	南部市町村会決算監査 県・土木建築部との行政懇談会 国土交通行政に関する懇談会 南部地区議長会・臨時総会・離島研修 南部地区畜産共進会協議会理事会 南部市町村会理事会・総会
6月	南部振興会奨学生認定式 奨学金の償還(4月～6月分)	南部地区畜産共進会協議会運営委員会
7月	南部振興会理事会	南部市町村会理事会
8月	南部振興会表彰選考審査委員会 南部振興会理事会 南部会館跡地本契約	行財政専門委員会 南部市町村会理事会
9月	奨学金の償還(7月～9月分) 南部振興会市町村長協議会	南部地区畜産共進会協議会運営委員会 南部市町村会総会 第69回南部地区畜産共進会
10月	奨学金の貸与(後期分)	南部地区議長会役員会・総会・懇親会 議会議員職員研修会・交流会 南部市町村会総会 南部離島協と那覇選出県議会議員との 懇談会
11月	南部地域の道路網に関する要請	南部地区議長会全国大会・行政視察研修 町村長関係全国大会 第48回沖縄県畜産共進会
12月	奨学金の償還(10月～12月分)	
令和6年 1月	南部地区関係団体合同新年懇親会 南部振興会表彰式・祝賀会 南部振興会理事会	南部地区議長会役員会・定例総会 南部市町村会理事会 南部離島協役員会・総会
2月		南部市町村会総会
3月	奨学金の償還(1月～3月分)	

日程第4 議案第4号

令和5年度一般財団法人南部振興会収支予算について

令和5年度一般財団法人南部振興会収支予算について、別添のとおり提案する。

[令和5年度一般財団法人南部振興会収支予算書：別添のとおり]

原案可決

令和5年1月10日

一般財団法人 南部振興会
理事長 宮 里 哲

日程第5 議案第5号

一般財団法人南部振興会奨学金償還免除候補者選考委員会規程について

一般財団法人南部振興会奨学金償還免除候補者選考委員会規程について、一般財団法人南部振興会奨学金貸与規程（昭和60年4月制定）の一部改正に伴い奨学金償還免除候補者選考委員会規程を、次のとおり提案する。

[一般財団法人南部振興会奨学金償還免除候補者選考委員会規程：別添のとおり]

一部修正を行い原案可決

令和5年1月10日

一般財団法人 南部振興会
理事長 宮 里 哲

一般財団法人南部振興会奨学金償還免除候補者選考委員会規程（案）

（目的）

第1条 この規程は、貸与規程第10条第3項の規定に基づき、一般財団法人南部振興会において奨学金の貸与を受けた学生のうち、償還免除の認定を受ける候補者として推薦すべき者（以下「償還免除候補者」という。）の選考に関し、必要な事項を定める。

（委員会の設置）

第2条 一般財団法人南部振興会貸与規程第10条に規定する償還免除候補者を理事会へ推薦するため、奨学金償還免除候補者選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（審議事項）

第3条 委員会は、次の掲げる事項について審議する。

- (1) 償還免除候補者の選考に関する事項
- (2) 償還免除候補者の推薦に関する事項
- (3) その他償還免除候補者に関する事項

（組織）

第4条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 委員長
- (2) 副委員長
- (3) 島尻市町村教育長会会長
- (4) 島尻地区PTA連合会会長
- (5) その他委員会が必要と認めた者

2 前項に掲げる委員の任期は、2年とし、重任、再任を妨げない。ただし、委員の欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員会に委員長を置き、理事長をもって充てる。

4 委員会に副委員長を置き、副理事長をもって充てる。

（招集）

第6条 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

2 委員長に事故があるときは、副委員長が、その職務を代理する。

（会議）

第7条 委員会の会議は、委員の2分の1以上の出席をもって成立する。

2 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

（償還免除申請手続）

第8条 本会の奨学金の償還免除を希望する者は、所定の書類を、所定の期日までに理事長に提出しなければならない。

（選考方法）

第9条 償還免除候補者の選考は、理事長に提出された申請書、証明資料等を基に委員会で定める評価基準及び評価方法に基づき、総合的に判断して行い、その結果を理事会に報告する。

（認定の通知）

第10条 理事長は、理事会において、償還免除の承認があった場合は、償還免除者に通知するものとする。

（雑則）

第 11 条 この規程に定めるもののほか、本会における償還免除者の選考に関し必要な事項は、委員会の意見を聴いて理事長が別に定める。

(その他)

第 12 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

報 告

(1). 理事の変更登記について

[登記簿写し：別添のとおり]

(2). 南部会館跡地の賃貸借契約について

南部会館跡地は、I & H株式会社との賃貸借契約を行っておりますが、令和5年3月末をもって賃貸借契約満了となるが、施設建設スケジュールの遅れにより、令和5年8月完成予定となっており、令和5年4月から8月の5ヶ月間を、賃貸契約を、現賃貸借契約の延長を行い、施設建設完了後に、新たな土地の賃貸借契約を行う事とする。

(3). 沖縄南部地域の安全・安心の道づくり促進に関する要請について

日 時：令和4年11月9日

要請者：南城市長、南風原町長、与那原町長

要請先：別添のとおり

履歴事項全部証明書

沖縄県那覇市旭町116番地37
一般財団法人南部振興会

会社法人等番号	3600-05-001352		
名称	一般財団法人南部振興会		
主たる事務所	沖縄県那覇市旭町116番地37		
法人の公告方法	この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。		
法人成立の年月日	昭和40年8月27日		
目的等	<p>目的</p> <p>この法人は、沖縄県南部地区における将来を担う人材の育成を始め、地域振興団体等の育成に関する諸事業を行い、もって南部一帯の振興を図り、ひいては沖縄全体の発展に寄与することを目的とする。</p> <p>この法人は、上記の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) 育英資金貸付事業 (2) 広域的団体等支援事業 (3) 南部地域振興対策事業 (4) 財産の管理事業 (5) その他この法人の目的達成のために必要な事業</p>		
役員に関する事項	評議員	屋 亘 由 章	平成30年 5月31日重任
			平成30年 6月19日登記
			令和 4年 5月18日退任
			令和 4年 6月 9日登記
	評議員	金 城 豊 明	平成30年 5月31日重任
			平成30年 6月19日登記
			令和 3年 5月18日辞任
			令和 3年 5月25日登記
	評議員	小 嶺 安 雄	平成30年 5月31日重任
			平成30年 6月19日登記
	評議員	小 嶺 安 雄	令和 4年 5月18日重任
			令和 4年 6月 9日登記

整理番号 ユ992817

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

1/5

沖縄県那覇市旭町116番地37
一般財団法人南部振興会

	評議員	<u>知念良光</u>	平成30年 5月31日重任
			平成30年 6月19日登記
	評議員	知念良光	令和 4年 5月18日重任
			令和 4年 6月 9日登記
	評議員	<u>山城馨</u>	平成30年 5月31日就任
			平成30年 6月19日登記
	評議員	山城馨	令和 4年 5月18日重任
			令和 4年 6月 9日登記
	評議員	<u>古堅國雄</u>	令和 3年 5月18日就任
			令和 3年 5月25日登記
	評議員	古堅國雄	令和 4年 5月18日重任
			令和 4年 6月 9日登記
	評議員	城間俊安	令和 4年 5月18日就任
			令和 4年 6月 9日登記
	沖縄県糸満市西崎町三丁目93番地 代表理事	<u>上原昭</u>	平成30年10月23日就任
			平成30年11月15日登記
			令和 2年 5月26日退任
			令和 2年 6月10日登記
	沖縄県糸満市西崎町三丁目93番地 代表理事	<u>上原昭</u>	令和 2年 5月27日就任
			令和 2年 6月10日登記
			令和 2年 7月 2日辞任
			令和 2年 7月14日登記
	沖縄県島尻郡座間味村字座間味34番地 代表理事	<u>宮里哲</u>	令和 2年 7月 2日就任
			令和 2年 7月14日登記
			令和 4年 5月18日退任
			令和 4年 6月 9日登記

整理番号 コ992817

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

2/5

沖縄県那覇市旭町116番地37
一般財団法人南部振興会

	沖縄県島尻郡座間味村字座間味34番地 代表理事 宮里哲	令和4年6月1日就任 令和4年6月9日登記
理事	宮城光正	平成30年5月31日重任 平成30年6月19日登記
理事	宮城光正	令和2年5月26日重任 令和2年6月10日登記
理事	宮城光正	令和4年5月18日重任 令和4年6月9日登記
理事	上原昭	平成30年5月31日重任 平成30年6月19日登記
理事	上原昭	令和2年5月26日重任 令和2年6月10日登記 令和2年7月2日重任 令和2年7月14日登記
理事	新垣安弘	平成30年5月31日就任 平成30年6月19日登記
理事	新垣安弘	令和2年5月26日重任 令和2年6月10日登記
理事	新垣安弘	令和4年5月18日重任 令和4年6月9日登記
理事	宮里哲	平成30年5月31日就任 平成30年6月19日登記
理事	宮里哲	令和2年5月26日重任 令和2年6月10日登記
理事	宮里哲	令和4年5月18日重任 令和4年6月9日登記

整理番号 ヌ992817

* 下線のあるものは技術事項であることを示す。

3/5

沖縄県那覇市旭町1-16番地37
 一般財団法人南部振興会

	理事	<u>赤 嶺 正 之</u>	平成30年10月24日就任
			平成30年11月15日登記
	理事	<u>赤 嶺 正 之</u>	令和 2年 5月26日重任
			令和 2年 6月10日登記
	理事	<u>赤 嶺 正 之</u>	令和 4年 5月18日重任
			令和 4年 6月 9日登記
	理事	<u>山 川 仁</u>	令和 2年 7月 2日就任
			令和 2年 7月14日登記
	理事	<u>山 川 仁</u>	令和 4年 5月18日重任
			令和 4年 6月 9日登記
			令和 4年10月18日辞任
			令和 4年11月15日登記
	理事	<u>古 謝 景 春</u>	令和 4年11月 2日就任
			令和 4年11月15日登記
	監事	<u>石 垣 安 秀</u>	平成30年 5月31日重任
		平成30年 6月19日登記	
監事	<u>石 垣 安 秀</u>	令和 4年 5月18日重任	
		令和 4年 6月 9日登記	
監事	<u>宮 城 清 政</u>	平成30年 5月31日重任	
		平成30年 6月19日登記	
		令和 4年 5月18日退任	
		令和 4年 6月 9日登記	
監事	<u>喜 屋 武 一 彦</u>	令和 4年 5月18日就任	
		令和 4年 6月 9日登記	
登記記録に関する事項	平成26年4月1日財団法人南部振興会を名称変更し、移行したことにより設立 平成26年 4月 1日登記		

整理番号 ユ992817

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

4/5

沖縄県那覇市旭町116番地37
一般財団法人南部振興会



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

令和 4年11月22日
那覇地方務局
登記官

豊田勝巳



整理番号 ユ992817

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

5/5

令和4年11月9日 要請先一覧

国土交通省

役 職 名	氏 名	沖縄県3団体	5圏域要望書	名刺
国土交通省道路局長	丹羽 克彦	○	○	

内閣府

役 職 名	氏 名	沖縄県3団体	5圏域要望書	名刺
内閣府特命担当大臣(沖縄及び北方対策)	岡田 直樹	○	○	○
内閣府副大臣	和田 義明	○	○	○
内閣府大臣政務官	自見 はなこ	○	○	○
内閣府審議官	大塚 幸寛	○	○	○
内閣府政策統括官(沖縄政策担当)	水野 敦	○	○	○
内閣府大臣官房審議官(沖縄政策担当)	相川 哲也	○	○	○
内閣府沖縄振興局長	望月 明雄	○	○	○
内閣府沖縄振興局総務課長	西尾 尚記	○	○	○
内閣府沖縄振興局参事官(振興第一担当)	野本 英伸	○	○	○

衆議院議員

役 職 名	氏 名	沖縄県3団体	5圏域要望書	名刺
衆議院議員	西銘 恒三郎	○	○	○
衆議院議員	赤嶺 政賢	○	○	○
衆議院議員	新垣 邦男	○	○	○
衆議院議員	島尻 安伊子	○	○	○
衆議院議員	國場 幸之助	○	○	○
衆議院議員	宮崎 政久	○	○	○
衆議院議員	金城 泰邦	○	○	○

参議院議員

役 職 名	氏 名	沖縄県3団体	5圏域要望書	名刺
参議院議員	河野 義博	○	○	○
参議院議員	高良 鉄美	○	○	○
参議院議員	秋野 公造	○	○	○
参議院議員	伊波 洋一	○	○	○
参議院議員	今井 絵理子	○	○	○
参議院議員	比嘉 奈津美	○	○	○